

令和3年度普通交付税等の決定について（市町分）

令和3年（2021年）8月3日
山口県総合企画部市町課

1 普通交付税

- 交付決定額は、前年度比+4.4%（+52億9,800万円）の1,246億3,000万円となった。（増加は3年連続）
- 新型コロナウイルス感染症の影響による市町村民税等の減が見込まれ、基準財政収入額が減少したことにより、交付決定額は増加となった。
- 14年連続で全ての市町が交付団体となった。

(1) 交付決定額

（単位 百万円、%）

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	伸率	〈参考〉 全国市町村分伸率
市	109,678	105,103	+4,575	+4.4	+5.2
町	14,952	14,230	+722	+5.1	
合計	124,630	119,332	+5,298	+4.4	

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、表内計算数値と一致しない場合がある。以下同じ

(2) 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

◇ 基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額を除く）

地域デジタル社会推進費[※]や、高齢者保健福祉費等が増加する一方で、臨時財政対策債発行可能額がこれらを上回る水準で増加したことから、全体では対前年度比0.5%の減少

※ 全ての地域がデジタル化のメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するための新たな歳出項目

◇ 基準財政収入額

新型コロナウイルス感染症の影響による市町村民税（所得割・法人税割）等の減が見込まれ、全体では、前年度比3.8%の減少

《対前年度比の増減率》

（単位 %）

区分	基準財政需要額		基準財政収入額	
	山口県	全国	山口県	全国
市	(+1.7) ▲0.7	/	▲3.8	/
町	(+3.2) +2.1		▲4.6	
合計	(+1.8) ▲0.5	(+2.7) ▲0.6	▲3.8	▲3.4

（注）基準財政需要額の上段（ ）は、臨時財政対策債発行可能額を加えた場合の伸び率

2 普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

- 普通交付税に臨時財政対策債発行可能額を加えた実質的な交付税の決定額は、前年度比＋9.1%（＋124 億 5,700 万円）の 1,499 億 400 万円となった。（増加は2年連続）

（単位 百万円、%）

区 分	令 和 3 年度	令 和 2 年度	増減額	伸 率	<参考> 全国市町村分 伸率
普通交付税	124,630	119,332	＋5,298	＋4.4	＋5.2
臨時財政対策債	25,274	18,115	＋7,159	＋39.5	＋57.7
合 計	149,904	137,447	＋12,457	＋9.1	＋13.9

※臨時財政対策債： 地方財源の不足に対処するため、令和2年度から令和4年度の間、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から令和元年度の間においても同様に発行）。なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される

3 地方特例交付金

- 自動車税減収補てん特例交付金や、軽自動車税減収補てん特例交付金の減により、前年度比▲1.8%（▲2,500 万円）の 13 億 9,200 万円となった。

（単位 百万円、%）

区 分	令 和 3 年度	令 和 2 年度	増減額	伸 率	<参考> 全国市町村分 伸率
市	1,348	1,369	▲21	▲1.5	▲3.2
町	44	48	▲4	▲8.7	
合 計	1,392	1,417	▲25	▲1.8	

※地方特例交付金： 政策税制による地方税の減収や、特定の施策に伴う地方負担の増加等に対し、国が補てんするもの。令和3年度は次の3種類の交付金が交付される

①個人住民税減収補てん特例交付金

所得税の住宅借入金等特別税額控除において、所得税で控除しきれなかった額を翌年度の個人住民税から控除することにより生じる減収分の補てん

②自動車税減収補てん特例交付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のための自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分の補てん

③軽自動車税減収補てん特例交付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分の補てん

令和3年度普通交付税等決定額

(単位 千円、%)

市 町 名	普 通 交 付 税				臨 時 財 政 債 対 策 債 発 行 可 能 額 B	A + B	C の 伸 率	主 な 増 減 理 由 ※ [] は 増 減 額 で、百 万 円 単 位
	R3 交 付 決 定 額 A	R2 交 付 決 定 額	増 減 額	伸 率		C	D	
1 下 関 市	24,897,522	24,224,278	673,244	2.8	4,536,868	29,434,390	5.7	需要：高齢者保健福祉費（65歳以上）の増[+316] 収入：所得割の減[▲605] 収入：法人税割の減[▲543]
2 宇 部 市	8,120,804	7,784,659	336,145	4.3	2,835,473	10,956,277	11.2	需要：高齢者保健福祉費（65歳以上）の増[+170] 収入：法人税割の減[▲285] 収入：所得割の減[▲255]
3 山 口 市	14,079,959	13,739,586	340,373	2.5	3,260,692	17,340,651	8.6	需要：高齢者保健福祉費（65歳以上）の増[+196] 収入：所得割の減[▲362] 収入：法人税割の減[▲331]
4 萩 市	10,679,844	10,491,962	187,882	1.8	707,912	11,387,756	3.1	需要：地域振興費（人口）の増[+162] 需要：地域デジタル社会推進費の創設[+109] 収入：所得割の減[▲79]
5 防 府 市	3,728,366	3,306,271	422,095	12.8	2,330,809	6,059,175	26.1	需要：包括算定経費（人口）の増[+99] 収入：所得割の減[▲191] 収入：法人税割の減[▲160]
6 下 松 市	1,206,481	953,046	253,435	26.6	1,124,243	2,330,724	45.0	需要：包括算定経費（人口）の増[+92] 需要：高齢者保健福祉費（65歳以上）の増[+72] 収入：法人税割の減[▲258]
7 岩 国 市	12,953,976	12,707,052	246,924	1.9	2,324,442	15,278,418	6.9	需要：公債費（合併特例債）の増[+214] 収入：所得割の減[▲266] 収入：法人税割の減[▲243]
8 光 市	4,023,914	3,445,217	578,697	16.8	1,056,492	5,080,406	21.5	需要：公債費（合併特例債）の増[+89] 収入：法人税割の減[▲262] 収入：所得割の減[▲110]
9 長 門 市	7,685,390	7,357,335	328,055	4.5	531,346	8,216,736	5.6	需要：高齢者保健福祉費（65歳以上）の増[+95] 需要：地域デジタル社会推進費の創設[+81] 収入：所得割の減[▲77]
10 柳 井 市	4,024,685	3,936,898	87,787	2.2	561,884	4,586,569	4.5	需要：地域振興費（人口）の増[+67] 需要：地域デジタル社会推進費の創設[+55] 収入：所得割の減[▲65]
11 美 祢 市	5,302,617	5,254,568	48,049	0.9	428,070	5,730,687	2.2	需要：地域振興費（人口）の増[+108] 収入：所得割の減[▲47]
12 周 南 市	6,475,880	5,820,612	655,268	11.3	3,280,850	9,756,730	22.1	需要：地域振興費（人口）の増[+174] 収入：法人税割の減[▲1,164] 収入：所得割の減[▲226]
13 山陽小野田市	6,498,646	6,081,236	417,410	6.9	1,264,943	7,763,589	9.6	需要：その他の教育費（人口）の増[+100] 収入：法人税割の減[▲234] 収入：所得割の減[▲121]
市 計	109,678,084	105,102,720	4,575,364	4.4	24,244,024	133,922,108	9.4	
1 周防大島町	6,926,918	6,869,753	57,165	0.8	290,173	7,217,091	1.5	需要：地域振興費（人口）の増[+64] 需要：地域デジタル社会推進費の創設[+62]
2 和 木 町	691,857	587,980	103,877	17.7	208,173	900,030	24.9	需要：消防費の増[+26] 需要：包括算定経費（人口）の増[+22] 収入：法人税割の減[▲81]
3 上 関 町	1,667,409	1,539,011	128,398	8.3	59,737	1,727,146	9.0	需要：地域振興費（人口）の増[+74] 需要：地域デジタル社会推進費の創設[+53]
4 田 布 施 町	1,991,875	1,824,278	167,597	9.2	223,694	2,215,569	11.1	需要：包括算定経費（人口）の増[+38] 需要：地域デジタル社会推進費の創設[+35] 収入：法人税割の減[▲38]
5 平 生 町	1,941,896	1,801,051	140,845	7.8	178,031	2,119,927	9.5	需要：地域デジタル社会推進費の創設[+42] 需要：包括算定経費（人口）の増[+35] 収入：所得割の減[▲15]
6 阿 武 町	1,731,839	1,607,510	124,329	7.7	70,438	1,802,277	8.4	需要：地域デジタル社会推進費の創設[+63] 需要：地域振興費（人口）の増[+59]
町 計	14,951,794	14,229,583	722,211	5.1	1,030,246	15,982,040	6.5	
県 計	124,629,878	119,332,303	5,297,575	4.4	25,274,270	149,904,148	9.1	

令和3年度地方特例交付金決定額

(単位 千円、%)

市 町 名	R03 交付決定額 A	R02 交付決定額 B	対前年度	
			増減額 A-B	伸 率
1 下 関 市	243,702	251,204	▲ 7,502	▲ 3.0
2 宇 部 市	143,655	145,267	▲ 1,612	▲ 1.1
3 山 口 市	208,492	212,902	▲ 4,410	▲ 2.1
4 萩 市	36,399	40,752	▲ 4,353	▲ 10.7
5 防 府 市	160,980	146,788	14,192	9.7
6 下 松 市	80,163	74,811	5,352	7.2
7 岩 国 市	137,303	144,496	▲ 7,193	▲ 5.0
8 光 市	54,186	54,940	▲ 754	▲ 1.4
9 長 門 市	26,326	29,107	▲ 2,781	▲ 9.6
10 柳 井 市	27,326	28,836	▲ 1,510	▲ 5.2
11 美 祢 市	15,018	18,130	▲ 3,112	▲ 17.2
12 周 南 市	153,644	155,988	▲ 2,344	▲ 1.5
13 山陽小野田市	61,125	65,744	▲ 4,619	▲ 7.0
市 計	1,348,319	1,368,965	▲ 20,646	▲ 1.5
1 周防大島町	7,708	9,747	▲ 2,039	▲ 20.9
2 和 木 町	7,131	6,871	260	3.8
3 上 関 町	858	1,099	▲ 241	▲ 21.9
4 田 布 施 町	14,639	14,962	▲ 323	▲ 2.2
5 平 生 町	10,905	12,009	▲ 1,104	▲ 9.2
6 阿 武 町	2,550	3,291	▲ 741	▲ 22.5
町 計	43,791	47,979	▲ 4,188	▲ 8.7
県 計	1,392,110	1,416,944	▲ 24,834	▲ 1.8

普通交付税の概要

1 普通交付税とは

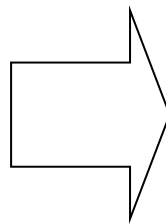
地方公共団体が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費（基準財政需要額）のうち、地方税等の収入見込額（基準財政収入額）で賄えない財源不足額を、国税の一定割合の額及び地方法人税の全額で各地方公共団体に対し公平に補填するもの。一般財源であるため補助金等と異なり、その用途は制限されない。

※ 地方交付税の総額及び種類

【国税五税】

（交付税の対象となる国税及びその割合）

所得税	…	33.1%
法人税	…	33.1%
酒税	…	50.0%
消費税	…	19.5%
地方法人税	…	全額



【地方交付税】

（地方交付税の種類及びその割合）

<u>普通交付税</u>	<u>94%</u>
特別交付税	6%

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方法

$$\begin{aligned} \text{普通交付税} &= \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} \\ &= \text{財源不足額} \end{aligned}$$

基準財政需要額	
普通交付税	基準財政収入額
← 財源不足額 →	

注) 基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合は、普通交付税が交付されない「不交付団体」となる。

※ 基準財政需要額

各地方公共団体が標準的な一定の水準でその行政事務を行うこととした場合に必要とされる経費のうち、一般財源で賄うべき財政需要を、各行政項目（例 消防費、都市計画費、社会福祉費等）ごとに合理的な方法により積算した額。

※ 基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に算定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入等を一定の方法によって算定した収入見込額。